

第1日

令和元年12月5日（木）

午前10時零分開会

○議長（堀尾俊浩君） おはようございます。これより令和元年第5回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から12月20日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの16日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

7番佐々木明子議員

8番内田恵三議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告4件、議案19件の送付を受けたほか、議会運営委員会から発議案1件が提出されました。

これらを一括上程し、まず市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 本日ここに、令和元年第5回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

提案理由を申し上げます前に、まず残念な報告ではございますが、アフガニスタンで、長年、農業用水路の建設など復興に携わってこられた医師の中村哲さんが、12月4日に御逝去されました。山田堰の治水技術を海外に紹介していただき、朝倉市にもたびたび訪れられ国際交流に貢献されました故中村哲さんに感謝申し上げ、謹んで御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、本定例会で御審議いただく議案等につきまして説明申し上げます。

本定例会には、報告について4件、補正予算について3件、条例の一部改正及び制定について10件、計画の概要について3件、市道路線の認定について1件、指定管理者の指定について2件、合計23件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第16号から報告第19号までについて説明申し上げます。

報告第16号から報告第18号までの専決処分報告につきましては、財産の取得についての議決内容の一部変更について及び報告第19号の専決処分報告につきましては、交通事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

次に、補正予算3件について説明申し上げます。

第90号議案令和元年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）につきましては、災害復旧等に必要な経費、国土強靱化地域計画策定経費、ふるさと応援寄附金事業に係る経費等について補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ15億2,243万3,000円を追加し、予算総額を490億7,831万5,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。総務費では、ふるさと応援寄附金の増に伴う基金積立金や返礼経費、災害に強いまちづくりを推進するための国土強靱化地域計画策定経費等に12億1,016万9,000円を計上いたしました。農林水産業費では、被災した農家への農業用機械や施設等の再取得費、修繕費に対する補助金に8,934万円を計上いたしました。土木費では、堆積土砂を活用し、宅地のかさ上げ復旧を行う宅地耐震化事業費に1,300万円を計上いたしました。災害復旧費では、道路、河川、農業用施設等に係る災害復旧経費に2億992万4,000円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う主な財源としまして地方交付税7,344万2,000円、県支出金1億1,127万円、寄附金8億円、繰入金4億166万9,000円等を計上いたしました。

第91号議案令和元年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業勘定におきまして、国民健康保険被保険者証の作成等業務を委託する経費について、債務負担行為を設定するものであります。

第92号議案令和元年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、筑後川中流右岸流域下水道事業の県への負担金増額に伴い補正するもので、資本的収入において企業債を120万円増額し、収入合計を15億1,904万6,000円とし、資本的支出において建設改良費を135万9,000円増額し、支出合計を20億9,717万6,000円といたしました。

次に、第93号議案朝倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第94号議案地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、朝倉市職員定数条例等の規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第95号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定方針に準じて、職員の給与の改定を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第96号議案朝倉市高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市高等学校等奨学金の入学支度金を前倒しして貸与したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第97号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、占用料の額を改定したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第98号議案朝倉市営住宅専用水道設置条例及び朝倉市営簡易水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令により水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第99号議案朝倉市水道給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水道法及び水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第100号議案朝倉市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第101号議案朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例の制定につきましては、部落差別の解消の推進に関する法律を初めとする差別の解消を目的とした法令が施行されたことに伴い、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消を推進し、人権擁護を図り、もって差別のない、全ての人の人権が尊重されるまちづくりの実現に寄与するため、この条例を制定しようとするものであります。

第102号議案朝倉市男女共同参画センター条例の制定につきましては、朝倉市における男女共同参画社会の形成の推進を図るため、朝倉市男女共同参画センターを設置したいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第103号議案から第105号議案までの土地改良事業計画の概要につきましては、平成29年7月九州北部豪雨に伴う白木谷川流域地区、北川道目木・梅ヶ谷地区及び妙見川流域第三地区における農地改良復旧事業を市営土地改良（区画整理）事業として実施するため、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第106号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第107号議案及び第108号議案の指定管理者の指定につきましては、朝倉市体育施設条例第12条の規定に基づき、朝倉市朝倉体育センター、朝倉市朝倉テニスコート、朝倉市朝倉球場及び朝倉市朝倉ゲートボール場の指定管理者並びに朝倉市老人福祉センター条例第12条第1項の規定に基づき、朝倉市朝倉老人福祉センター及び朝倉市杷木老人福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長（堀尾俊浩君） 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀尾俊浩君） ほかになければ、次に発議案について、議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

(議会運営委員長 半田雄三君登壇)

○議会運営委員長（半田雄三君） ただいま議題となりました発議案第3号朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を簡潔に説明させていただきます。

朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例については、平成24年12月に制定し、平成26年3月に改正を行ってきております。

今回、当条例の制定から7年を経過しようとする中、条例第2条に定める議決すべき事件である計画及び附則第2項で定める計画について見直しの協議を行いました。議決すべき計画については、執行部の説明によると、条例第2条の定めにより考えられる計画及び附則第2項に定める計画を合わせると、現在においても30以上の計画が考えられるということでありました。

当条例は、平成23年に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、議員協議を行い制定したものであります。

改正前の地方自治法では、市の総合計画の基本部分である基本構想について、議会の議決を経て定めることが義務づけられていましたが、平成23年の地方自治法の一部改正により基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、市の独自の判断に委ねられていました。

このような状況の中、議員協議を行い、議決すべき計画として、附則第2項に定める計画を議決すべき計画として当条例を制定したものでありますが、今回見直しを行い、本市のまちづくりの総合的な指針とする計画は総合計画であり、現時点においては基本構想及び基本計画からなる総合計画のみを議決すべき計画として定めるべきとの結果となりました。

たことから、条例の一部を改正する条例を制定するものです。

なお、当条例制定時から議決すべき計画として議決を行ってきた総合計画以外の計画につきましては、今後変更等がなされる際には、執行部から説明を受け、協議等を行っていくことを相互に確認しております。

以上、提案理由を御説明いたしましたが、皆様方におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

(議会運営委員長 半田雄三君降壇)

○議長(堀尾俊浩君) ほかになければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑は、11日の本会議において行います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、10日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時18分散会